

# 「契約の更新」について

## 特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会 事務局説明資料

※本資料は、第5回「特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会」（令和5年10月30日開催）の資料4を再掲するものである。

- ✓ 本法第5条では「政令で定める期間以上の期間行うもの」について「**当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。**」と規定されている。

(特定業務委託事業者の遵守事項)

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一～五 （略）

2 （略）

(妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮)

第十三条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条及び第十六条第一項において「継続的業務委託」という。）の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者（当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者）が妊娠、出産若しくは育児又は介護（以下この条において「育児介護等」という。）と両立しつつ当該継続的業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。

2 （略）

(解除等の予告)

第十六条 特定業務委託事業者は、継続的業務委託に係る契約の解除（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。次項において同じ。）をしようとする場合には、当該契約の相手方である特定受託事業者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、少なくとも三十日前までに、その予告をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合その他の厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

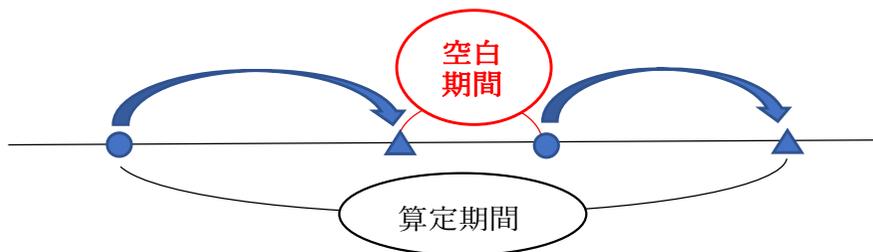
2 （略）

- ✓ 「当該業務委託に係る契約の更新により継続して行うこととなるもの」については、同一の当事者間（特定業務委託事業者と特定受託事業者の間）において業務委託に係る複数の契約が締結されている場合に関して、次の2点の考え方を整理する必要がある。

### 論点

①

連続する前後の業務委託に期間的空白がある場合にどの程度の期間的空白まで「当該業務委託に係る契約の更新」と認められるか（→「空白期間」）

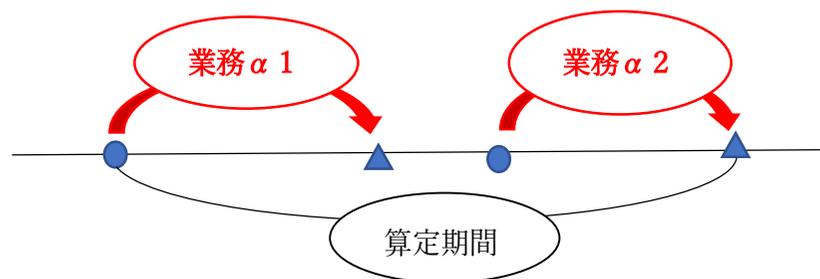


「当該業務委託に係る契約の更新」と「空白期間」との関係

### 論点

②

連続する前後の業務委託がどの程度同一であれば「当該業務委託に係る契約の更新」と認められるか（→「契約の同一性」）



「業務α1」と「業務α2」は、どの程度同一性を有する必要があるのか

### 方向性1：空白期間を一定程度認める

- ✓ 一定の空白期間がある場合でも「当該業務委託に係る契約の更新」として認める。  
例えば、「政令で定める期間以上の期間」が
  - ・ 1か月であれば、前と後の業務委託の間に●日の空白期間がある場合も「契約の更新」
  - ・ 3か月であれば、前と後の業務委託の間に▲日（月）の空白期間ある場合も「契約の更新」
  - ・ 6か月であれば、前と後の業務委託の間に■日（月）の空白期間ある場合も「契約の更新」
- ✓ 労働契約法第18条（有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換）において、無期労働契約への転換が認められるための要件の1つ「通算期間が5年を超えること」の該当性を判断する際に、一定の空白期間（契約期間に含まれない期間）を認めている（前後の労働契約に一定の空白期間がある場合でも、通算期間の算定がリセットされない）。
- ✓ 家内労働法第5条（委託の打切りの予告）において、委託を打ち切る旨の予告が必要とされるための要件の1つ「6月をこえて継続的に～委託をしている」の該当性を判断する際に家内労働者は月1回以上の委託を受けた就労が必要であると解されている。

### 方向性2：空白期間を認めない

- ✓ 空白期間がある場合には、原則、「当該業務委託に係る契約の更新」として認めない。

### 方向性 1

- ✓ 前後の業務委託に係る給付内容に変更がない場合のみ「当該業務委託に係る契約の更新」と認める（この場合、契約期間の延長や報酬の増減などの変更は許容され得る）。

狭い

### 方向性 2

- ✓ 給付内容の同一性に関する判断基準（成果物の用途、役務の目的等）を設け、前後の業務委託に係る給付内容がその判断基準に合致する場合に「当該業務委託に係る契約の更新」と認める。

契約の同一性の範囲

### 方向性 3

- ✓ 同じ委託事業者からの業務委託であれば、原則として「当該業務委託に係る契約の更新」と認める。

広い